

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第39号

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第8条 第4条第1項又は第2項の許可を受けた者（知事が別に定めるものを除く。）は、別表第2又は別表第2の2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。 (1) 総トン数5トン未満の船舶（ <u>プレジャーボート係留施設を使用するものを除く。</u> ） (2) (略) 2 (略)	(使用料) 第8条 第4条第1項又は第2項の許可を受けた者（知事が別に定めるものを除く。）は、別表第2又は別表第2の2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。 (1) 総トン数5トン未満の船舶（ <u>プレジャーボートを除く。</u> ） (2) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第2岸壁・棧橋の項中「及び雑種船」を「、雑種船及びプレジャーボート」に、

「

雑種船		890円	440円	
-----	--	------	------	--

を

「

雑種船			890円	440円	
プレジャーボート	艇長12メートル未満	1隻1日につき	4,000円	4,000円	に改
	艇長12メートル以上24メートル未満		8,000円	8,000円	
	艇長24メートル以上		16,000円	16,000円	

」

め、同表物揚場の項中「及び雑種船」を「、雑種船及びプレジャーボート」に、

「

雑種船		250円	250円	
-----	--	------	------	--

を

」

雑種船			250円	250円
プレジャーボート	艇長12メートル未満	1隻1日につき	4,000円	4,000円
	艇長12メートル以上24メートル未満		8,000円	8,000円
	艇長24メートル以上		16,000円	16,000円

に改

める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における港湾施設の使用に係る使用料について適用し、同日前における港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。